長浜市告示第１４０号

長浜市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給要綱（平成28年長浜市告示第230号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月３１日

長浜市長　浅見　宣義

第２条第１号中「支給対象者」を「給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）」に改める。

第３条中「給付金の支給対象者」を「支給対象者」に、「次条に規定する対象講座の指定申請日」を「第７条の規定による対象講座の指定申請をした日」に改め、同条第１号及び第２号を次のように改める。

(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年９月30日雇児発0930第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

(2) 支給対象者の就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。

第３条第４号中「この要綱による」を削る。

第４条を次のように改める。

（給付金の支給額等）

第４条　給付金の額の算定の対象となる費用は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制のものを含み、高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第３条第１項に規定する高等学校等就学支援金をいう。）制度の支給対象となるものを除く。）であって、第７条第２項の規定により対象講座として指定を受けたもの（以下「対象講座」という。）の受講に係る費用とする。

第７条第１項中「市長に提出し、受講開始前にあらかじめ」を「あらかじめ市長に提出し、」に改め、同項ただし書中「公簿等により」を「市の保有する公簿等で」に、「にあっては、添付書類を省略する」を「は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させる」に改め、同項第３号を次のように改める。

(3) 母子・父子自立支援プログラムの写しその他の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第７条第２項中「とき」を「場合」に、「速やかに対象講座の指定の可否を決定し」を「対象講座として指定したときは」に改める。

第８条第１項中「前条第２項の通知」を「前条第２項の規定による通知」に改め、同項ただし書中「公簿等によって」を「市の保有する公簿等で」に、「添付書類を省略する」を「市長は、添付書類の全部又は一部を省略させる」に改め、同項第１号ウを次のように改める。

ウ　母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第８条第１項第１号カを削り、同項第２号ウを次のように改める。

ウ　母子・父子自立支援プログラムの写しその他の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第８条第１項第２号キを削り、同項第３号イを次のように改める。

イ　母子・父子自立支援プログラムの写しその他の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第８条第１項第３号オを削り、同条第２項中「給付金の支給申請は」を「前項の規定による給付金支給申請書の提出は、受講開始時給付金にあっては受講開始の日から起算して３０日以内に」に、「受講修了日」を「受講を修了した日」に改め、同項ただし書中「事由がある」の次に「と市長が認める」を加え、同条第３項中「支給決定通知書又は不支給（支給取消し）決定通知書により」を「その旨を」に改め、同条第４項中「第１項に定める」を「第１項の規定による」に改め、同条第５項中「第３項に定める決定通知」を「第３項の規定による給付金の支給決定の通知」に改める。

様式第１号から第３号までを次のように改める。

様式第１号（第７条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年　　月　　日

長浜市長　　あて

申請者氏名

次の講座を受講したいので、長浜市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給要綱第７条第１項の規定に基づき、対象講座としての指定を申請します。

なお、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の対象講座の指定及び受給要件を審査するため、住民登録資料、税務資料その他の必要な情報について、長浜市が各関係機関に調査し、照会し、閲覧を求めることに同意します。

①氏　名 （申請者）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月　　日生（　　歳）
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月　　日生（　　歳）
③住　所	（〒　　－　　）		電話　（　　） －
④受講施設の名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1　　2　　3　　4 5　　6　　7　　8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日 (受講開始日)		
⑨所要費用 （予定）	入学料　　円、受講料　　円 合計額　　円		
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。		
（備考）	受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること		

（注意）

1　支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）

2　給付金の支給額は次のとおりです。

（１）　受講開始時給付金の額は、入学料及び受講料の合計額の４割相当額（受講方法が通信制の場合は１０万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２０万円を限度）です。

（２）　受講修了時給付金の額は、入学料及び受講料の合計額の５割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額）です。ただし、受講開始時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は１２万５千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２５万円が限度になります。

（３）　合格時給付金の額は、入学料及び受講料の合計額の１割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は１５万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は３０万円を限度）です。

3　指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認した内容で通知します。

4　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

5　所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

6　受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合又は市内に住所を有しなくなった場合は、市にその旨を報告してください。

7　給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第２号（第７条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

年　　月　　日

様

長浜市長

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定したので通知します。

①氏　名 （申請者）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月　　日生（　　歳）
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月　　日生（　　歳）
③住　所	（〒　　－　　）		電話　（　　） －
④受講施設の名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1　　2　　3　　4 5　　6　　7　　8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日 (受講開始日)		
⑨所要費用 （予定）	入学料　　円、受講料　　円 合計額　　円		
※			

（注意）

1　支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）

2　給付金の支給額は次のとおりです。

（１）　受講開始時給付金の額は、入学料及び受講料の合計額の４割相当額（受講方法が通信制の場合は１０万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２０万円を限度）です。

（２）　受講修了時給付金の額は、入学料及び受講料の合計額の５割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額）です。ただし、受講開始時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は１２万５千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２５万円が限度になります。

（３）　合格時給付金の額は、入学料及び受講料の合計額の１割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は１５万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は３０万円を限度）です。

3　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

4　所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

5　受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合又は市内に住所を有しなくなった場合は、市にその旨を報告してください。

6　給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第３号（第８条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

年　　月　　日

長浜市長　　あて

申請者氏名

受講開始時給付金　・　受講修了時給付金　・　合格時給付金　の支給を受けたいので、次により申請します。

なお、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の受給要件を審査するため、住民登録資料、税務資料その他の必要な情報について、長浜市が各関係機関に調査し、照会し、閲覧を求めることに同意します。

<table>
<tr><td>①氏　名
（申請者）</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td>生年月日</td><td>年
月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td>②児童の氏名
(受講者が児童の場合)</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td>生年月日</td><td>年
月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td>③住　所</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td><td>電話　（　　）
－</td></tr>
<tr><td>④受講施設の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑤講座の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑥受講科目</td><td colspan="3">1　　2　　3　　4
5　　6　　7　　8</td></tr>
<tr><td>⑦試験を免除できる科目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑧受講期間</td><td colspan="3">年　　月　　日～　　年　　月　　日
（受講開始日）</td></tr>
<tr><td>⑨所要費用</td><td colspan="3">入学料　　円、受講料　　円
合計額　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑩希望する支払金融機関</td><td colspan="2">金融機関名</td><td>口座の種類　普通・当座・その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">支店名</td><td>口座番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">口座名義（フリガナ）</td></tr>
<tr><td>（備考）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注意）

1　受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して３０日以内です。

2　受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学料及び受講料を記入してください。

3　受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して３０日以内です。

4　合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して４０日以内です。

5　合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料及び受講料を記入してください。

6　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年３月３１日から施行し、令和６年８月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正後の長浜市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給要綱の規定は、令和６年８月１日以後に受講しようとする講座について対象講座の指定を受ける者について適用するものとし、同日前に対象講座の指定を受けた者については、なお従前の例による。